

犯罪被害救援基金40年と救援事業の現状と今後

公益財団法人犯罪被害救援基金理事長 草刈 隆郎

I. はじめに

当基金は、昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法成立に際し、衆参両議院で、経済的に困難な状況にある犯罪被害者の遺児等に対する奨学金制度の創設を促す附帯決議がなされたことを受けて、昭和56年5月21日、民法第34条に基づく公益法人として設立されました。その後、公益法人制度改革が行われ、平成23年4月1日に公益財団法人犯罪被害救援基金に移行しましたが、発足以来、令和3年5月に創設40周年を迎えました。

国会の附帯決議を契機に当基金が創設された次第ですが、当初は運営資金の確保に大変なご苦労があったと聞いております。しかし、基金の公益事業への賛同・支援の輪が徐々に拡がり、経済界はじめ多くの国民の皆様からご寄附が寄せられたおかげで、当基金は、これらの浄財を基本財産として、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた犯罪被害者の子弟に対する奨学金の給与及びその他の犯罪被害者等に係る救援事業を40年にわたり継続することができました。

これまで当基金の救援事業に対し、温かいご理解とご支援をいただきましたすべての皆様に対し、改めて心から感謝を申し上げます。

また、創設以来、当基金の公益目的事業について管理・運営・監査面でご尽力をいただきました評議員（計259名）、理事（計26名）、監事（計16名）の皆様にも、この紙面をお借りして衷心より御礼を申し上げます。

さて、本記念誌の発刊にあたり、私からは、当基金の中核事業であります奨学金等給与事業と犯罪被害者等に対する支援金支給事業に絞って、これまでの40年を振り返りつつ、救援事業の現状と今後について述べることにします。

II. 奨学金等給与事業40年間の概要

奨学金又は学用品費（以下、給与月額及び一時金を含め「奨学金等」という。）の給与事業は、昭和56年10月から開始し、令和2年9月末までの39年間で、計2,092人の奨学生を採用し、総額27億929万8千円の奨学金等を給与しました。

奨学生数の推移をみますと、事業がスタートした昭和56年度は361人で、その後の5年間は年々増加しましたが、昭和61年度の577人をピークに減少に転じ、39年余が経過した令和2年9月末現在、その数は206人となっております。

次に奨学金等給与月額の変遷ですが、スタート時から令和2年9月時点まで10次にわたって改定を行い、小学生は3千円から1万円、中学生は3千5百円から1万2千円、高校生

は国公立が6千円から1万7千円、私立が6千円から2万5千円、大学生等は国公立が1万円から3万円、私立が1万円から3万5千円へとそれぞれ増額改定をしてみました。また、平成30年度からは、幼稚園等に在園する3歳以上の幼児には月額1万円の学用品費を、大学院生には大学生と同額を、外国の大学または大学院に在学する奨学生には留学先地域に応じて月額4万円から10万円の奨学金をそれぞれ給与しております。

一時金については、昭和59年度以降、新設又は改定を行い、入学等準備一時金として、幼稚園等入園時に5万円、小学校入学時に8万円、中学・高校進学時に5万円、大学入学時に20万円、外国の大学等留学時に30万円をそれぞれ支給しております。

このほか、近年、大型台風や短時間大雨等による大規模自然災害の増加により、奨学生が災害により甚大な被害を受けて修学継続が困難となるケースを想定し、令和2年度から被害程度に応じ3万円から10万円の修学継続支援一時金の支給を新たに導入しました。さらに、令和2年5月、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の緊急事態を受け、政府がすべての国民に対し一律10万円の給付を決定したことから、当基金においても、平均的な国民に比べ、犯罪被害者の子弟という不運な境遇にあって経済的困窮度合が高い奨学生に対し、スピード感をもって緊急に経済的支援を行う必要があると考え、緊急支援一時金の支給を新たに導入し、5月11日からすべての奨学生に対し一律10万円を支給しました。

Ⅲ. 支援金支給事業12年間の概要

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づいて内閣府に設置された「犯罪被害者等施策推進会議」が平成19年11月に了承した「経済的支援に関する検討会の最終とりまとめ」において、「新たな経済的支援制度による公的な救済の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし、何らかの救済の手を差し伸べないと犯罪被害者等基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由のある者に対しては、社会連帯共助の精神に基づき、民間の浄財による基金において、一定の指針の下に給与を行うような仕組みを構築すべきである。」と提言されたことを受けて、当基金では、平成20年12月から新規に犯罪被害者等に対する支援金支給事業を開始しました。

この事業は、現に著しく困窮し、加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度による救済又は保険による補填がなされないなど、個別の事情に照らし特別な救済の対象とすべき理由がある者に対し、学識経験者等で構成される支援金支給審査委員会の審査を経て、100万円以上500万円以下の範囲内で支援金を一時金として支給しております。

支援金の支給実績は、平成20年度から令和2年9月末までの約12年間で、海外で身体的被害を受けた犯罪被害者等6人と、現に著しく困窮し、特別な救済が必要と認められた犯罪被害者等4人の計10人に対し、計2,250万円を支給しております。

IV. 奨学金等給与事業の現状と今後

令和2年9月末現在の奨学生数は、206人と基金設立以来最少となっておりますが、この背景には、我が国では犯罪発生件数が減少している中で刑法犯による死傷被害者数も同様に減少しており、これに少子化傾向が少なからず影響しているものと思われます。警察庁作成の犯罪統計資料によれば、奨学生数がピークであった昭和61年の刑法犯による死者数は1,769人でしたが、平成27年は802人、平成30年は690人と減少し、全治1か月以上の重傷被害者についても、平成25年の3,021人をピークに、平成30年には2,675人に減少しております。こうした刑法犯による死傷被害者数の減少が、国内の少子化傾向と相まって奨学生数の減少につながっているのではないかと思います。

他方で、川崎登戸における通り魔事件や京都アニメーション放火殺人事件のような凶悪な無差別殺人被害が、依然として発生しております。

こうした犯罪情勢下において、当基金としては、奨学金申請要件を備えているにもかかわらず申請がなされない奨学生資格者が、救援ネットから漏れることがあってはならないと考えております。例えば、犯罪被害者等給付金の支給に関し、労災等の決定待ちのために申請していない事案、あるいは公的給付等により調整不支給と裁定されるなどして申請しなかった事案の中に、救援の手を差し伸べるべき奨学金申請可能案件が潜在していないか、最大限の注意を払っていく必要があります。

そこで、当基金としては、被害者支援に携わっておられる全国の警察、地方自治体、犯罪被害者等支援団体、法曹関係者等の皆様との連絡・連携を一層密にして、潜在する奨学生該当者の掘り起こし、被災して修学継続が困難となっている奨学生の把握、さらには緊急支援を求めている困窮奨学生家庭の切実な声をキャッチするために、今後、より一層の情報収集及び調査の充実強化を図っていくことが重要であると考えております。

V. 支援金支給事業の現状と課題

過去12年間で、支援金の支給申請がなされ支援金支給審査委員会の審議に付された申請件数は計29件でした。このうち支給が決定したのは10件（国外犯罪被害者等が6件、国内犯罪被害者等が4件）で、19件は不支給決定となりました。支給決定額の内訳は、500万円が1人、300万円が2人、200万円が4人、150万円が1人、100万円が2人で、支給総額は2,250万円となっております。

支援金支給審査委員会は、平成21年度から毎年度、申請案件の審査を継続してきましたが、平成29年度の開催を最後にここ2年余は審査に付すべき申請案件がなく、この委員会は開催されておられません。

こうした背景には、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）が制定され、国外犯罪により死亡した被害者のご遺族（第一順位遺族）に国外犯罪被害弔慰金（200万円）が、また障害が残った被害者の方には国外犯罪被害障害見舞金（100万円）がそれぞれ

支給される公的救済制度が平成28年11月30日から始まったことが影響していると思われます。このほか、犯罪被害者の損害賠償請求についての援助等を定めた犯罪被害者等基本法第12条を受けて、損害賠償への支援や保険による補填などが図られるよう国、地方公共団体、法曹界等の取り組みが進められていることも申請件数減少の一因ではないかと思われます。

しかし、犯罪被害者等に当たる方のうち、現に著しく困窮し、加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度による救済又は保険による補填がなされず特別な救済を必要としている方がいらっしゃる事実を否定することはできません。

当基金としては、引き続き警察、地方自治体、犯罪被害者等支援団体、法曹関係者等から協力・支援を仰ぎながら、特別な救済を必要とする犯罪被害者の把握に努め、適時適切に支援金を支給すべく、今後とも支援金支給事業の的確な推進を図ってまいります。

VI. おわりに

当基金は、短期的課題として、発生頻度が高まっている大規模災害により被災した奨学生の修学継続をいかに支援していくか、また、中長期的課題として、救援事業を末永く継続していくために必要な安定的財源をどう確保していくか、という難しい課題を抱えております。

前者については、被災奨学生の修学継続支援に3万円から10万円の一時金では足りず、修学継続を断念せざるを得ない奨学生が出てくるのが懸念されます。また、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が再度なされるなどの事態となれば、さらなる緊急支援が求められることが想定されます。

当基金の奨学生の生計維持者は、約80%が母親か祖父母であり、その生計は年金ないしパート勤務による収入により維持されているのが多い実情であります。他方、当基金の現有財産で支援を大幅に拡充するには自ずと限界があります。限られた財源で奨学生の切実な声にどう応えていくか、必要な支援財源の確保に向け真剣に検討してまいります。

後者については、基金では、これまで国債を中心に低リスク資産で財産運用し、その運用益を救援事業に充当してきました。しかし、現在の過去に例を見ない低金利情勢が今後も続き、償還資産の再投資クーポンが1%と仮定した場合、近い将来には、公益事業費用が法人会計収入を上回って赤字幅が拡大し、基本財産の取り崩しを余儀なくされることが強く懸念されます。

将来にわたって安定的運用財源を確保していくことは、昔も今も、そして将来も変わらぬ公益法人に課せられた普遍的命題であります。これまでに卒業して社会に巣立った奨学生とその保護者の皆様から寄せられた感謝の言葉を励みに、各方面からの指導・助言を受けつつ役職員一同知恵を絞り、汗を流しながら、この難局を凌ぎ、経済的支援を必要とする奨学生が等しく、教育を受ける権利を享受し続ける一助となるべく、努力を継続してまいります。

最後に、国会や地方議会をはじめ、関係省庁、自治体、法曹の関係各位及び全国の第一線警察職員と被害者支援ネットワーク加盟組織の相談員の皆様には、これまで賜ったご協力とご支援に心から深謝申し上げますとともに、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。